

智頭町介護なんでも相談員派遣事業実施要綱

（目的）

第1条 この事業は、介護サービス（以下「サービス」という。）の提供の場を訪ね、サービスを利用する者の話を聞き、相談に応じる活動を行う者（以下「相談員」という。）の登録を行い、申出のあったサービス事業所に派遣することにより、利用者の疑問や不満、不安の解消を図るとともに、派遣を受けた事業所におけるサービスの質的な向上を図ることを目的とする。

（相談員の登録）

第2条 相談員は、事業活動の実施にふさわしい人格と熱意を有する者から選考により登録するものとする。

2 相談員の登録期間は、登録された日の属する年度の翌年度末までとする。

3 相談員の再登録はこれを妨げない。

4 町長は、相談員が次のいずれかに該当する場合、登録を解くものとする。

（1）心身の故障のため、職務の遂行ができなくなったとき。

（2）町長が相談員として適格性を欠くと認めたととき。

（活動内容等）

第3条 相談員は、希望があった事業所を定期又は随時に訪問し、次の各号に掲げる活動を行う。

（1）サービス事業所において次に掲げる活動を行い、サービス提供者に関して気付いたことや提案等がある場合には、事業所の管理者にその旨を伝える。

利用者の話を聞き、相談にのる。

施設の行事に参加する。

サービスの現状把握に努める。

事業所の管理者や従事者と意見交換をする。

利用者に連絡先を周知する。

その他、町長が特に必要と認めること。

（2）訪問系サービス事業所の場合には、事業所のほか、適宜、利用者の了解を得て、利用者宅を訪問し活動を行うものとする。

（3）利用者と事業所の橋渡し役となって、利用者の疑問や不満、心配ごとに対応し、サービス改善の途を探る。

（4）活動状況について、事務局に報告を行う。

（5）連絡会に参加すること。

（事業所の登録）

第4条 相談員の派遣を希望する事業所は、あらかじめ町の登録を受けなければならない。

（事務局）

第5条 事業の実施にあたり、福祉課介護保険係に事務局を置く。

2 事務局は、相談員及び派遣を希望する事業所の登録を行う。

3 事務局は、必要に応じ相談員に対し、派遣先の指示を行う。

4 事務局は、適宜、相談員の連絡会を開催するものとする。

5 事務局は、相談員の活動状況を分析・整理し、必要に応じ、町民に対し情報提供を行う。

（秘密の保持）

第6条 相談員は、利用者のプライバシーの保護に十分配慮するとともに、登録期間中及び相談員を辞した後においても、活動に際し知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、事業の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。